

## [ 事案 21-58 ] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 21 年 9 月 11 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 3 月 23 日 裁定終了

### < 事案の概要 >

銀行の営業担当者による違法不当な保険募集により締結した個人年金保険契約は無効であるため、既払込保険料と一括受取金との差額の支払を求めたもの。

### < 申立人の主張 >

保険募集時に、積立金額が下限値(一時払保険料の一定占率)以下となる可能性がありえないと誤認させる説明(不確実な事項について確定的判断を提供し、または確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為)がなされたこと、及び特別勘定の評価方法及びユニットプライスに係る説明がなされなかったことにより、加入意思のない保険を契約させられたものであるから、契約は無効である。元本と一括受取金との差額を支払ってもらいたい。

### < 保険会社の主張 >

下記理由により、請求に応ずることはできない。

銀行側の説明によれば、保険募集時に、申立人が主張するような誤認を惹起させる確定的説明はされておらず、特別勘定の評価方法及びユニットプライスは説明されたということである。

また、「意向確認書兼適合性確認書」にて、積立金額が基本保険金額の下限値以下となった場合のリスクは申立人より確認されていること、および約 4 時間かけて商品説明を行っていることなどからしても、適切に説明されたと思われる。

### < 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人は、申立契約につき、募集人から、パンフレットに沿った説明を受けたが、サブプライムローンの問題に対する懸念を表明して一旦これを断ったにもかかわらず、募集人より再度、申立人の主張記載の説明を受け、資産が下限値を割り込むことはありえないと誤認した点が、錯誤であると主張している。
- (2) 申立人が受けたと主張するパンフレットでの説明内容は、資産運用にあたりリスク分散していることや資産配分で 10 年間運用した場合の「シミュレーション」の説明であることが明示されており、通常人がこの説明によって資産が下限値を割り込むことはありえないと判断するような内容ではない。  
なお、募集人が行ったとする説明のうち「為替が、20～30 円くらいにでもならないと…」という説明については、資産運用成果を保証するが如き説明とも解釈できる余地があるが、この発言について保険会社は否定している上、資産変動の要素は為替のみではなく、この説明によって、資産残高の下限値以下に到達する可能性がないと申立人が誤認したとは、考えがたい。
- (3) さらに、申立人自ら署名・捺印している「意向確認書兼適合性確認書」の「特にご確認いただきたい事項」の項目において「本保険商品は、積立金額が基本保険金額の 80% 以下になった場合、15 年間の年金でお受け取りになる場合はお受取総額で最低保証(一時払保険料相当額)がありますが、一括受取を選択した場合等には、一時払い保険料相当額を下回ることをご理解いただきましたか。」との質問に対して「はい」にチェックがあることからすれば、申立人自身が、資産残高が一定占率以下になることを認識していたものと推測できる。

(4) 以上の点を総合的に考えれば、申立人が、契約申込み当時、その主張するような錯誤に陥っていたものとするのはできない。仮に、申立人が本当にその主張するような錯誤に陥っていたとしても、上記の経緯からすれば、申立人には重大な過失があるといわざるを得ないので、申立契約の錯誤無効を認定することはできない。

(5) 次に、申立人が、募集人が、特別勘定の評価方法、ユニットプライスにより特別勘定の口数が決まること、資産残高がユニットプライス×口数であること、ホームページでユニットプライスが毎日公表されていること等の説明を行わなかったため、申立契約は錯誤により無効であると主張している点について検討する。

錯誤が成立するためには、その錯誤が、「要素の錯誤」であることが必要である。要素の錯誤とは、法律行為（契約）の重要部分に錯誤があり、当該錯誤がなかったならば、表意者はもちろん通常人においても当該意思表示をしなかったであろうということの意味する。

本件記録全体から、申立人は、申立契約の基本的な仕組みやリスクについては十分理解していることが伺われるので、仮に、申立人の主張するとおり、特別勘定の評価方法やユニットプライス等について、募集人から十分な説明がなされておらず、申立人がこれらについて完全に理解していないままに、申立契約を締結したとしても、「法律行為の重要な部分に錯誤があり、当該錯誤がなかったならば、表意者はもちろん通常人においても当該意思表示をしなかったと判断される場合」には該当せず、申立人の錯誤が「要素の錯誤」であると認定することは困難であると判断せざるを得ない。よって、この点についても申立契約の錯誤の主張を認めることはできない。

**【参考】 民法95条（錯誤）**

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。